

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1951年 S26	山口良市さんが開拓農民として入植。以来 50 年間、同地に居住し養牛業を営んでいる。生活用水には付近の沢の水を利用					
1957年 S32	出稼ぎをはじめ(以降約 4 年間)					
1965年 S40	だいたいこの頃から野菜作り、及び開拓連の牛を飼育しはじめる				異常湧水で制限給水。長崎市民の安定供給熱高まる	
1969年 S44	県の補助事業により山口密雄宅横に水源を確保し設備を製作した。<水源一イ部>(山口良市、山口密雄、西山、岳野、山下)					
1970年			建設地予定地から 50 メートルほどのところに、長崎市の水道局が水路橋を布設		神浦ダムが完成	廃棄物処理法制定(1971 年施行) ⇒企業に処理処分責任のある産廃は 19 品目に限定される 公害環境関連法制定
1971年						魚介類の水銀の暫定規制値、食品中に残留する PCB 暫定規制値有
1971年						廃棄物処理法施行(旧法)
1973年	再び出稼ぎをはじめ					化審法⇒PCBの厳重な保管が義務づけられる(PCBの入ったトランスは移動禁止になっている)
1975年 S50.8		汚泥収集運搬と最終処分の産廃処理業者として認可を受け、営業開始。下水汚泥を素掘りの穴の中に埋め始めた。				
1976年 S51	岩立地区(風明の隣の地区)が訴状地図 A ポイントに水源を確保し採水を開始する。<水源一口部>				周辺住民の飲用水(沢水)に汚染発生。以後、S社が各戸に井戸水を提供	
1977年 S52	おおよそこの年から三共有機に道路補修として勤務するようになる					
	岩立地区が水源一口の水が汚れて使用不可能になり、新しく山口密雄宅下部に水槽を設置(水源一イ部下流)(三共有機施工)<水源一ハ部>					
1977年 S52.3.15						廃棄物処理法の改正⇒管理型処分場の構造基準(遮水シート等)、遮断型処分場(コンクリート壁

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
						等)の構造基準ができる。安定型遮場には「安定5品目」のみを入れることになる。
1978年 S53	山本宅に<水源-ハ部>よりポンプアップにより給水開始					
1980年 S55	イ部飲料水の味に異常があると申し入れた。(山本宅において島田氏、草野氏、市役所2名出席)					
	家族全員で仔牛の保育を始める					
1981年 S56	55年の申入れにより7ヶ所の井戸ボーリング工事開始	長与町、香焼町の下水汚泥の埋め立てを始める(1990年まで) ⇒①P114、②P152(1996年の渡辺証言)				
1982年 S57	7ヶ所の井戸ボーリング工事完成。使用開始 山口良-40m<水源-ニ部>/山口密-41m/西山-100m<水源-ホ部>/尾崎-60m<水源-ヘ部>/山口貞-80m<水源-ト部>/山本-不明<水源-チ部>/三共施設内-不明<水源-リ部>	廃プラスチック、建設廃材などの産廃処理許可取得。				
1982年 S57.7.23					長崎大水害発生	
		水害ゴミを素掘りの処分場に埋立(2000立方m/205000立方m)				
1983年 S58	養牛用の水確保の為牛舎の近くに水槽を作り近くの湧水<水源-ヌ部>を水槽に貯めて使用する。尚、本年までは養牛用には(水源-イ)を使用。					
1984年						環境庁は『農地における重金属の蓄積防止に係る管理基準の亜鉛濃度の基準値を土壌(乾土)1kgあたり120ppm以下』とする通達を出した。
1986年 S61	この年から、飼育した成牛を毎月佐世保食肉センターへ出荷するようになる(現在に至る)					
1987年		下水汚泥のコンポスト化処理開始	市はS社コンポスト化処理の委託契約を結ぶ(1998年まで)。契約書は不在。		大雨の際、三方山で地滑りが起き、大量の有害廃棄物がダム湖に流入	

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1988年 S63		建設廃材、廃石綿、燃え殻、ガラスくず、廃プラスチック等が素掘りの処分場に埋立処分されるようになる 遮断方式のコンクリート枘を造り、廃石綿・ばいじん等の埋立処分をするようになる⇒遮断型の許可はとっていない				
1988年 S63.12	山口良一さん、三共有機を退職					
1990年 H2.7.6		焼却炉を設置。汚泥、廃油、廃プラスチック類等の焼却処理(中間処理)を行う				
1991年 H3		8月渡辺貞臣さん入社。1996年10月までの5年2ヶ月にわたり勤務				廃棄物処理法改正 ⇒特別管理廃棄物の制度の新設/特別管廃棄物の卒業制度(特定の方法で処理した特別管理廃棄物は管理型処分場に埋め立てできる/地中空間を利用する埋め立て処分が禁止される/産廃の野焼きが禁止される)
1991年 H3.4						「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」の制定
1991年 H3.10						「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄法)」の大幅改正により、廃棄物の減量化及びリサイクルを促進する内容へと上記(リサイクル法)は変化した
1992年 H4.7.4						廃棄物処理法施行(特別管理廃棄物の制度施行)
1993年 H5		一般廃棄物の搬入をはじめ				「環境基本法」の制定
1993年 H5.7.9		特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を得る。				
1993年 H5.9.6		感染性産業廃棄物処理も可能な特別管理産業廃棄物処理業者の許可を得る				
1994年 H6	降雨時(水源-子部)に汚水が入り使用できず三共有機に申入れ(水源-へ)に切り換えてもらう。	動物性残さの埋立処分を行う				
1995年 H7.6			県内の産廃の適正処理などを目的に、処理施設計画(予定地琴海町西海郷)を策定			容器包装リサイクル法施行

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1996年 H8	滅菌装置追設(水源-二部)(水源-ホ部)(水源-ヘ部)(水源-ト部)(水源-チ部)					水質汚濁防止法改正(汚染された地下水の知事による浄化命令制度の新設)
1996年 H8.4.8		渡辺貞臣さん仕事中に左肘を打撲する大怪我を負う。				
1996年 H8.6			西彼杵郡琴海町西海郷に公共関与の大型廃棄物処分場の建設計画を明らかにする			
1997年 H9	山口リュウさん(肺炎)、山口真美さん(気管支喘息)共に入院する ⇒原因は不明だが焼却炉の煙のせいでは?					廃棄物処理法改正 ⇒鉛や有機物を含むものは安定型から除外/最終処分場の維持管理データの閲覧制度の新設/マニフェストの対象が特別管理産業廃棄物からすべての産業廃棄物に拡張された/簡易なアセスメントの義務付け(「生活環境影響調査」という) *過去の処分場紛争で問題となった周辺土壌・地下水の汚染などが評価項目から外されている/ダイオキシンの年一回測定の義務付け *年一回では足りない
	右の結果より、市側に安心して飲める水をと申し入れる			(水源-二部)より滅菌装置が作動せず規定値を越える一般細菌、大腸菌が検出される。		
1997年 H9.4						地下水の水質汚濁に係る地下水環境基準の告示
1997年 H9.6.27		4月1日から1998年(平成10年)3月31日まで長崎市中心部処理場より排出される脱水ケーキを搬出・コンポスト化処分業務を委託する			神浦ダムでフナ約500匹の大量死事件発生。原因究明で不十分。	
1997年 H9.7.3				長崎市はS社がある三方山下流域の水質検査を実施	のちにデータ改ざん・隠匿に進展	
1997年 H9.7.17			長崎市はS社の産業廃棄物処理施設立ち入り検査で90年の厚生省の通達に従っておらず、口頭で指導、検査記録が残っていないことが市民の指摘で判明		行政と業者の癒着関連	
1997年 H9.7.22			厚生省通達で事前連絡を原則的に禁止している立ち入り検査日程を、産業廃棄物処理業者に事前に通知			

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1997年 H9.7.27		事前通告を受けたS社が、廃棄物の搬入業者に対し、5日間搬入しないよう要請したことが判明				
1997年 H9.8.15			市保健環境試験所が環境業務課に分析を通知。総水銀の環境基準オーバーが判明			
1997年 H9.8.31			立ち入り検査事前通知問題で、E助役を嚴重注意処分など計5人を処分			
1997年 H9.9.10			7月3日の総水銀値を市環境部長が市長らに報告			
1997年 H9.10.11				三方山下流域で環境基準値を大幅に上回る92,000個/100mlの大腸菌群が検出	検査事実に対して水道局や環境部：「塩素消毒で殺菌し飲料水としては問題無い」	
1997年 H9.10.31			7月の検査の総水銀データを環境部は急遽、改ざんして提出		検出値0.0006mg/lを総水銀の環境基準値0.0005以下に改ざん	
1997年 H9.11.4			水質結果報告を8月19日に偽造して決裁			
1997年 H9.11.5	市職員の内部告発を受けて、市民が水質試験データについての情報公開請求					
1997年 H9.11.18			E助役が情報公開請求に係る疑いを代理決済			
1997年 H9.11.19			情報公開条例に基づく市民の文書開示請求の際、総水銀値のパソコンデータを打ち替えて改ざんした虚偽資料を提出			
1997年 H9.12.10						廃棄物処理法施行令の改正(公布)
1997年 H9.12.16	水質検査データ改ざん疑惑で、市民2人が水道局長を刑事告発					
1997年 H9.12.18					12月議会最終日、データ改ざん疑惑で緊急質問続出	
1997年 H9.12.19					長崎署は16日の告発を正式受理、『虚偽公文書作成』など事実関係の捜査に着手	
1997年 H9.12.24			市議会全員協議会開催。市長：「環境部長が指示してデータ改ざん、水道局の関与は認められない」と報告。長崎市水道労働組合、市役所従業員組合：第三者の介在を指摘			

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1997年 H9.12.26			環境部長を論旨免職処分			
1997年 H9.12.27				市民団体が11月に独自に行った水質検査でも環境基準値を超える総水銀が検出されたことが明らかに		
1998年 H10	(水源一へ部)から総水銀が検出され急遽(水源-リ部)に切り換える。					
1998年 H10.1.16			9月検査で異常な総水銀を検出していながら公表していなかったデータ隠し疑惑が発覚			
1998年 H10.1.17			市長が、9月検査で環境基準を上回る総水銀を検出していたことを認める			
1998年 H10.1.21					データ改ざんした検査報告書の作成日付も虚偽だったことが判明	
1998年 H10.1.22	昨年12月16日、水質データ改ざん疑惑で、水同局長を刑事告発した市民が「水質データ改ざん事件に関する内部調査の資料」を情報公開条例に基づき開示請求。これに対し長崎市は全面非開示を通告。それゆえ市民は市情報審議会に異議申し立てをする		代表者会議開催。市長：7月から12月にかけての環境基準を上回る総水銀検出について発表。またその原因を1975～1986年の間の素掘りの穴に埋めたこととした			
1998年 H10.1.24			市議会は当問題で『特別委員会』を設置			
1998年 H10.1.25					市議会総務委員協議会で、市長等幹部が昨年9月に総水銀基準オーバーを知っていたことが判明	
1998年 H10.1.26			E助役、組織的犯行を厳しく追求され、否定			
1998年 H10.1.27	神浦ダム上流の住民が「産廃処理場開設当時から悪臭や河川の水質悪化に悩まされ、業者と話し合いを重ねている」ことを公表					
1998年 H10.1.30			E助役は1月26日の答弁をくつがえし、「関与していた事実」を告白、辞職願を提出			

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1998年 H10.2.3					E助役が(環境部長に対し)「後の面倒は見るから」といって免職に同意させていたことが判明	
1998年 H10.2.9			臨時市議会で、長崎市は1993～96年の間の『不法投棄』を認める。市長、「緊急避難的措置として了承した」と弁明		長崎警察署が虚偽公文書行使等の疑いでE助役と市職員7人を長崎地方検察庁へ書類送検	
1998年 H10.2.10			臨時市議会は三方山環境調査費約1,800万円(新年度分は更に3,900万円)の補正予算案を可決した。市長がE助役の退職願を受理			
1998年 H10.2.25			市が初めて民間委託の水質調査を実施。市民団体も初めて立ち会う。			
1998年 H10.2.27	西彼琴海町西海郷風明地区住民と市側の協議有					
1998年 H10.3.3			市は改ざんの関係職員を処分			
1998年 H10.3.4			市民団体が提出していた「公共関与廃棄物処理場(琴海町)の建設変更を求める請願」を長崎市議会は全会一致で採択			
1998年 H10.3.5			市議会において市長は環境基準達成に向けた対応策を講じたい」と述べる			
1998年 H10.3.8	市民団体は同問題の市の説明会で「自ら現場に行き調査する権限」及び「調査より先にS社処分場を撤去すべき」との要望を出す		市側は同問題対策協議会の設置を提案			
1998年 H10.3.11			市議会環境問題調査対策特別検討委員会が初会合			
1998年 H10.3.15	市民団体による『S社処分場撤退』を求める街頭署名運動開始					
1998年 H10.3					ある月刊誌が「これだけの事件だけに市長の責任は免れないのが普通だが、何故か追求が弱い」「市長の責任を連帯で回避しようとする議会や各派の姿勢が透けてみえる」と指摘	

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1998年 H10.4.3	ある市民団体が、市が実施した水質検査に同行。同じ地点で独自採水する。			市民団体の検査報告：一ヶ所で鉛が環境基準の約8倍、砒素が環境基準に近い量が検出される		
1998年 H10.4.6				4月3日に同じ場所・時間に採取した検出水銀の結果が、市発表分は市民団体の1/3であると判明。	今後は、両者合同で採水したものを分水して別々の検査機関に依頼、検査結果を比較することにする	
1998年 H10.4.7					環境庁：「長崎港内を回遊する魚からダイオキシンが検出された」という調査結果を発表	
1998年 H10.4.8					厚生省：水質汚染防止設備のない処分場のある自治体に対し、周辺の公共用水や地下水が汚染されていないかどうか緊急に調査し、9月中に結果報告するように求める	
1998年 H10.5.9					『三方山産業廃棄物処分場対策協議会市民委員会』の初会合が開かれる。	
1998年 H10.5.18	一市民団体がS社処分場内で焼却灰を埋設する遮断コンクリートの中には、ひび割れが目立ち、ダイオキシンが漏出する恐れがあるとして、県独自で調査する意志があるのか否か質す					
1998年 H10.5.24					三方山産業廃棄物処分場対策協議会市民委員会と技術検討委員会の初顔合わせの会合が開かれる。会合終了後の現場視察は社側の都合で中止	
1998年 H10.5.25					市議会特別委10名がS社の現場視察を行う	
1998年 H10.5.27					市と市民団体が同条件のもとに合同採水実施。	
1998年 H10.6.4			市は三方山S社敷地内がいの地下水ボーリング検査結果を公表	検査結果：8/9地点で環境基準を越す総水銀を検出。そのうち一ヶ所で排水基準を越す値が出る		
1998年 H10.6.17					市議会環境問題調査対策特別委員会が「調査終了」宣言	改正廃掃法の施行、廃棄物処理法共同命令の改正

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
1998年 H10.7.18					厚生省:管理型処分場での底辺部の二重シート、安定型処分場での有害物質含有検査等の規制強化を各県に通知	
1998年 H10.8.12			長崎市情報公開審査会は、1998年1月22日同会に不服申し立てをしていた2人の主張を認める。		行政の情報公開により、7月31日付けで長崎市長に『改ざん事実を関係職員に事情聴取した市の内部調査資料を』を開示するよう答申していたことが判明。結果同資料を部分開示する。	
1998年 H10.8.29	市民委員による三方山産業廃棄物処分場見学会					
1998年 H10.10					長崎地検:前環境部長らを起訴猶予処分とする処分を決定	
1998年 H10.11				飼育牛飲用の井戸水より規定値を超える総水銀が検出		
1998年 H10.12			市が山口さん宅牛舎への井戸水が汚染されているので使用中止を要請			
1999年 H11	近隣住民用の集合水源として(水源-ト部)を改造。給水開始	山口蜜雄宅の井戸(いつ掘ったかは不明)を配水管で6世帯に配水(滅菌・浄化槽付き)。配水費負担			2-3月で環境庁によるダイオキシン調査。異常なし	
1999年 H11.7		集水井施設の完成		廃棄物焼却炉で超高濃度のダイオキシン類を排出(95ナノグラム)		
1999年 H11.10			市が焼却炉の使用停止勧告	廃棄物焼却炉で超高濃度のダイオキシン類を排出(280ナノグラム)		
2000年 H12.3		規定値を超えるダイオキシンが検出されたため、廃棄物焼却炉の解体撤去				
2000年 H12		処分場内の地下水から検出が続く重金属を除去するため、場内に水処理施設を設置				
2000年 H12.4						地方分権整備法が施行される
2000年 H12.8			市は右データの異常に気付かず、放置	処分場近くの住民が使う井戸から規定値を超える一般細菌、大腸菌群が検出される		
2000年 H12.10			市が井戸水のデータ異常に気付業者者に再検査を指示			肥料取締法改正

	周辺住民・市民関連	三共有機	長崎県・市の行政	検査事実	備考	法規制・通達等
2001年 H13.1.19	操業停止求め提訴へ		市は右を公表せず	水処理施設から、環境基準値を4倍以上超える水銀が検出		
2001年 H13.3		不法投棄場所に、所有権移転請求権仮登記	異臭による周辺住民苦情により、幹部職員が地区の月例自治会に出席。平成12年8月の検査結果報告書の異常に住民が気付く			
2001年 H13.4	山口密雄氏の井戸の改良整備が行われる		市は右を公表せず	住民の飲用水(滅菌装置を通貨済)から大腸菌検出		家電リサイクル法 施行
2001年 H13.5	市民がS社及びS社社長を不法投棄で告発					
2001年 H13.10.1		最終処分業を停止。以後、下水汚泥の中間処理のみを行う	S社に、1300tのコンポストを埋めた場所を教えるよう指示			
2001年 H13.12.8	(水源-ト部)より平成12年8月、滅菌装置が作動せず規定値を越える一般細菌、大腸菌が検出されていたことが判明する。			(水源-ト部)より平成12年8月、滅菌装置が作動せず規定値を越える一般細菌、大腸菌が検出されていたことが判明する。		
2002年 H14.5	「三方山水源訴訟を支援する会」が発足					
2003年 H15.6.18						特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行
2003年 H15.7.1						肥料取締法改正。不良品の流通制限・罰則が強化された
2003年 H15.9.5			市は「不適正処理を確認した」と公表	裁判所が訴訟の現場検証を実施。違法行為が確認された		
2003年 H15.11.11			焼却灰を埋めた事実は確認できないと発表	第2回現場検証(市とS社のみ)		
2003年 12.1						改正廃棄物処理法が施行。法人の不適正処理は許可取消・罰金刑・懲役刑等。
2004年 H16.3.22			S社の廃棄物処理法違反を認め、適正処理を行うよう改善計画書の提出を求める			
2004年 H16.3.31			S社と新年殿廃棄物処理委託(約4億円)を再契約			
2004年 H16.5.17	三方山汚染問題に関し、県に要望書を提出					
2004年 H16.7			掘削調査を行う。			
2004年 H16.10.28			調査の結果、不法投棄は確認できないと報告			